

NTT東西の活用業務認可申請書に記載された

「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」

1. NTT東日本

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相

互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

（３）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

（４）営業面でのファイアーウォール

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、実施計画（平成22年3月2日）に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンドーエンド通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本エンドーエンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

2. 西日本

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別

の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、業務改善命令(平成22年2月4日)を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
 - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンドーエンド通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本エンドーエンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用い

て利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。